

船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可した件

○厚生労働省告示第三十九号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第九条第二項において準用する同法第二百一十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可したので、同法附則第九条第二項において準用する同法第二百一十一条第六項の規定により、告示する。

令和六年二月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三